

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）役員

代表幹事	岡村 勲	幹事	猪野 京子
副代表幹事	白井 孝一	幹事	高橋 幸夫
副代表幹事	渡邊 保	幹事	寺田 真治
副代表幹事	假谷 実	会計監査	田村 紀久子
幹事	土師 守	事務局長	米田 龍玄

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）規約

- (名称)
- 第 1 条 本会は、新全国犯罪被害者の会（New National Association of Crime Victims and Surviving Families）という。
- 2 本会の通称名を「新あすの会」とする。
- (事務所)
- 第 2 条 本会の事務所は、東京都 23 区内に置く。
- (定義)
- 第 3 条 犯罪被害者（以下「被害者」という）とは、次の者をいう。
- ①犯罪により生命を失った者の遺族
 - ②犯罪により身体に被害を受けた者
 - ③上記 1. 2 の近親者
- (役員)
- 第 7 条 会員が次号のいずれかに該当するときは、幹事会において 3 分の 2 以上の賛同を得て、除名できる。
- ①この規約に違反したとき
 - ②本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき
 - ③会員としてふさわしくないと認められたとき
- 第 8 条 本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの 1 名を代表幹事、3 名を副代表幹事とする。
- (役員を選任)
- 第 9 条 幹事及び会計監査は、総会において、正会員及び特別会員の中から選任する。
- 2 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選によって選任する。
 - 3 幹事と会計監査は、兼任できない。
- (役員任期)
- 第 10 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任することが出来る。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (顧問)
- 第 11 条 本会は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、随時意見を述べる事ができる。
- (名称)
- 第 1 条 本会は、新全国犯罪被害者の会（New National Association of Crime Victims and Surviving Families）という。
- 2 本会の通称名を「新あすの会」とする。
- (事務所)
- 第 2 条 本会の事務所は、東京都 23 区内に置く。
- (定義)
- 第 3 条 犯罪被害者（以下「被害者」という）とは、次の者をいう。
- ①犯罪により生命を失った者の遺族
 - ②犯罪により身体に被害を受けた者
 - ③上記 1. 2 の近親者
- (目的)
- 第 4 条 本会は、以下の事項を目的とする。
- ①被害者の損害回復制度の確立
 - ②被害者庁の設立
 - ③犯罪被害者等基本法の改正
 - ④その他前各号に関連する事項
- (会員)
- 第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。
- ①正会員 被害者
 - ②特別会員 当会設立の趣旨、目的に賛同し、その実現に熱意を有する者で、幹事会が特に入会を承認した者
- (入会)
- 第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、代表幹事の承認を得なければならない。

(総会)
第12条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催する。

(総会の招集)
第13条 総会は、代表幹事が招集する。

(総会の議長)
第14条 総会の議長は、代表幹事又は代表幹事が指名した者が就任する。
2 代表幹事に事故ある場合は、幹事会が指名した者が総会の議長に就任する。

(総会の議決)
第15条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)
第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

(幹事会の構成)
第17条 幹事会は、幹事をもって構成する。
2 会計監査は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(幹事の職務)
第18条 代表幹事は、本会を代表し、その業務を統括する。
2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があったときは、代行する。
3 幹事は、幹事会の構成員として、法令、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務の執行を決定する。

(幹事会の議決事項)
第19条 幹事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
①総会が議決した事項の執行に関する事項
②総会に付議すべき事項
③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(幹事会の開催)
第20条 幹事会は代表幹事が必要に応じて開催する。

(幹事会の議事)
第21条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。代表幹事に事故ある場合は、幹事の互選により選任された者がこれにあたる。
2 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。
3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 幹事会の議事については、議事録を作成する。

(財務)
第22条 本会の財務は寄付金による。

(会計年度)
第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)
第24条 会計監査は、財産状況を監査する。

(事務局)
第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(内規)
第26条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会で定める。

(解散)
第27条 本会は、大会に出席した会員の過半数の決議をもって解散することができるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条 解散決議が発効したときは、解散時の幹事は、清算人となり清算の職務を行う。
2 清算人は、互選によって代表清算人を選任し、代表清算人は、清算事務を代表する。
3 代表清算人は、残余財産の処理について、会員に対し、適宜の方法で報告する。

附則
第1条 本規約は、2022年3月26日から発効する。
第2条 本会の初年度の会計年度は、2022年3月26日から2023年3月31日までとする。